

第4回 隠岐圏域（島後）水害・土砂災害に関する減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 : 令和元年6月10日(月) 15:00~17:00

2. 場 所 : 隠岐の島町役場 第3会議室

3. 出 席 者

(協議会委員)

隠岐の島町 : 隠岐の島町長

気象庁 : 松江地方気象台長

島根県 : 隠岐支庁長

島根県 : 隠岐支庁県土整備局長

(オブザーバー)

国土交通省 : 中国地方整備局河川部

島根県 : 総務部隠岐支庁県民局

島根県 : 土木部河川課

島根県 : 土木部砂防課

4. 議事

1) 地域の取組方針の改定について

2) 地域の取組方針のフォローアップについて

5. その他(情報提供等)

・防災気象情報に関する情報提供(松江地方気象台)

・避難勧告等に関するガイドライン改訂版の公表について(土木部河川課)

・土砂災害について(土木部砂防課)

6. 議事結果

地域の取組方針改定、平成30年度の実施状況報告、令和元年度の実施予定、今後のスケジュールについて協議会に諮った。その結果、協議会構成員の賛同を頂くとともに、減災に向けて各機関が協力して取り組みを推進していくことを確認した。

7. 意見交換概要

○取組方針改定について

【事務局】

・取組時期を令和表記に修正

- ・土砂災害対応タイムラインの策定期間を今年度末に変更
- ・次期水防情報システム、土砂災害予警報システムの開発・運用時期を明記

【協議会委員】

異議なし。改定案のとおり変更する。改定日は令和元年6月10日とする。

○地域の取組方針のフォローアップ

【事務局】

県は昨年度末に八尾川の『洪水浸水想定区域図』を作成・公表し、隠岐の島町に提供済み。これを受け、今年度、隠岐の島町は水害に関するハザードマップを住民に周知する予定。

水害タイムラインに関して、一部訂正あり。島しょ部には『特別警報』は発表されないため、大雨特別警報発表⇒大雨特別警報発表相当に訂正する。作成日（訂正日）は、令和元年6月10日とする。

土砂災害タイムラインに関しては、年度内に案を作成し、来年度の協議会に諮る。危機管理型水位計については、春日川（布施）に設置した。3月20日に運用を開始している。『川の水位情報』というサイトで確認できる。従来の水位計と見方が異なるので、是非ご確認いただきたい。現在、隠岐について増設は予定していない。利用状況を検証して、今後、設置要望があれば、挙げていただきたい。

【隠岐の島町】

要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援について、H29.3月末時点での、対象施設と作成済施設の詳細が知りたい。

【事務局】

詳細を把握していないので、調べて連絡する。

【協議会委員】

特に意見なし。

【協議会構成員】

特に意見なし。

○情報提供

【松江地方气象台】

- ・防災気象情報に関する情報提供～降水15時間予報の提供開始について

降水短時間予報については、従来、『6時間先までの各1時間降水量を約1km四方毎に予報』⇒すでに、『7時間から15時間先までの各1時間降水量を約5km四方毎に予報』に変わっている。

台風強度予報については、従来の強度予報『3日先』⇒すでに『5日先』に変わっている。これにより、進路、強度予報が、5日先まで把握できるようになっている。なお、『台風の暴風域に入る確率情報』も従来の『3日先』⇒『5日先』までに延長されている。(スーパーコンピュータを更新したことによる、計算能力の向上、及び台風予報技術の向上による)

【隠岐支庁県土整備局長】

降水15時間予報について、この情報について、大雨のおそれがある場合に警戒レベル相当情報には盛り込まないのか。

盛り込んでいないのなら、盛り込んでどうか。

【松江地方気象台長】

降水15時間予報については、警戒レベル相当情報には盛り込まれていない。先日、6/7に吉賀町に大雨警報、土砂災害警戒情報が発表されたが、前日6/6の夕方段階で降水15時間予報を確認したところ、隠岐で大雨の予想があったが、その後、21時頃に確認した際には強雨域の予想が隠岐より南へ下がっていた。このように初期値毎に予想が変化してくることもあるので、警戒レベル相当情報には盛り込みにくい。また以上のことから、利用の際には留意が必要である。

【県河川課】

- ・避難勧告等に関するガイドライン改訂版の公表について

平成30年7月豪雨を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとなった。

『警戒レベル3』高齢者等避難、『警戒レベル4』全員避難とし、避難のタイミングが明確化された。新たな情報として『警戒レベル5』災害発生情報とし、命を守る最善の行動を促すこととなった。

『避難勧告』、『避難指示(緊急)』は、『警戒レベル4』の中でひとくくりとなった。避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することとなった。

【協議会構成員】

特に質疑なし。

【県砂防課】

・土砂災害について

土砂災害に対する避難訓練の実施については、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた住民の避難行動を支援するための防災訓練の実施について」(平成 31 年 2 月 22 日付、防災危機管理課長・砂防課長連名) で依頼しているので、よろしくお願ひしたい。要配慮者利用施設に係る警戒避難については、平成 29 年 6 月 19 日に土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図ることとされている。地域防災計画に定められた施設が対象となるので、再確認をお願ひする。また要配慮者利用施設管理者と連携し、実効性のある避難計画となるように、ご指導をお願ひする。

「土砂災害警戒情報」は松江地方気象台と島根県が共同で、市町村単位で発表されることから、その補足情報として、島根県独自に、「土砂災害危険度情報」(5 キロメッシュ情報) を発表している。気象庁の防災情報の迅速化の一環として、平成 30 年 3 月から「土砂災害警戒情報」の判定間隔が従来の 30 分から 10 分に短縮されている。一方、島根県が発表する「土砂災害危険度情報」の判定間隔は 30 分間隔のままである。⇒問題点として、土砂災害警戒情報が発表されても、その時点で土砂災害危険度情報(レベル 2 以上) が発表されないケースや、メッシュ情報の範囲やレベルが異なるケースが発生している。⇒対応策として、土砂災害警戒情報が発表された場合は、気象庁がホームページで公開している「土砂災害警戒判定メッシュ情報」(5 キロメッシュ情報・10 分間隔判定) で避難勧告等の発令の対象範囲を確認してほしい。本年 6 月から、5 キロメッシュ→1 キロメッシュに高解像度化されている。

「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の、島根県内における指定状況、今後の予定を紹介。

【協議会構成員】

特に質疑なし。

○さいごに

【隠岐支庁県土整備局長】

隠岐の島町長へ、県では、防災・減災対策の取組みとして、河川課、砂防課に出前講座を依頼し、各地区で防災学習会を継続実施している。このことについて、今後とも、そのような機会の確保、住民への周知をお願ひする。

【隠岐の島町長】

了解。

(閉会)